

新型コロナワクチン接種のお知らせ

現時点で、特例臨時接種としての新型コロナワクチン接種ができる期間は、令和5年3月31日までです。さまざまな事情により、実施期間内に全ての接種を完了できないとしても、一定の効果は期待されますので、可能な範囲で接種をご検討ください。

現在行っている接種の種類

接種の種類		接種間隔など
①	12歳以上、初回接種(1・2回目)	使用するワクチンの供給が終了しています。接種希望の人はお早めにご予約ください。
②	12歳以上、オミクロン株対応2価ワクチン(ファイザー・モデルナ)での3回目、4回目、5回目接種	前回接種から3カ月経過後 ※接種回数に関係なく、オミクロン株対応2価ワクチンでの接種は1人1回。接種後、③での接種はできません。
③	12歳以上、ノババックスワクチンでの3回目、4回目、5回目接種	前回接種から6カ月経過後 ※接種回数に関係なく、接種は1人1回。②での接種をした人は、接種できません。
④	5歳以上、11歳以下 初回接種(1・2回目)	1回目接種後、3週間の間隔をおいて2回目接種
⑤	5歳以上、11歳以下 3回目接種	2回目接種後から5カ月以上経過後、3回目接種
⑥	生後6カ月以上、4歳以下 初回接種(1～3回目)	1回目接種後、3週間の間隔をおいて2回目接種 2回目接種後、8週間の間隔をおいて3回目接種

※接種を希望する人は、事前に予約が必要です。予約方法は、対象年齢、接種医療機関ごとに異なります。接種券(予診票)に同封されている「新型コロナワクチン接種のご案内」または市ホームページからご確認ください。

今後の見通し

現時点での最新の情報(国からの情報)

※令和5年1月27日 新型コロナウイルス感染症対策本部(国)決定内容などから一部抜粋：参考

- オミクロン株とは大きく病原性が異なる変異株が出現するなどの特段の事情が生じない限り、令和5年5月8日から感染症法上の新型インフルエンザ等感染症に該当しないものとし、5類感染症に位置付けられます。
- ワクチン接種は、感染症法上の位置付けの変更にかかわらず、予防接種法(昭和23年法律第68号)に基づいて実施することとなります。現在、令和5年4月以降、ワクチン接種をどのように行っていか、国の専門家による検討を行っているところです。

市では、国からの確定された情報が届き次第、ご案内いたします。

マスク着用の考え方

3月13日から、マスクの着用は個人の判断が基本となります。国は、その判断の助けとなるよう、感染防止対策としてマスクの着用が効果的な場面などを示し、一定の場合にはマスクの着用を推奨していきます。3月12日までは、これまでの考え方に沿っての対応をお願いします。

マスク着用の考え方の見直し後でも、基本的な感染対策として、手洗いなどの手指衛生や換気の実施を引き続きお願いします。

※令和5年2月21日時点の情報です。最新の情報は、厚生労働省または市ホームページをご覧ください。

問 健康推進課 ☎53-3623